

件名

出荷制限区域における野生きのこへの対応について

内容

- 平成24年10月、富士吉田市、鳴沢村及び富士河口湖町（以下「3市町村」という。）で採取された野生きのこから、食品衛生法で定められた基準値（100Bq/kg）を超える放射性物質が検出されました。
このため、県では採取者等に対して、これら3市町村内で発生した野生きのこについて採取、出荷及び摂取の自粛を要請し、現在も継続しています。
- また、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部から県に対し、関係者へ出荷の自粛を要請するよう指示が出され、現在も継続しています。
- 本年度の野生きのこの発生時期を迎えますが、野生きのこについては放射性セシウムの吸収メカニズムなどの知見が十分でないことから、検査データを蓄積して放射性セシウム濃度が安定して基準値を下回ることが確認されるまでの間、3市町村と連携して、次の取り組みを進めていきます。
 - ・ 3市町村で発生した野生きのこについて、改めて、採取、出荷及び摂取の自粛を要請するため、県や市町村のホームページへの再掲載、チラシの配布、貼り紙の掲示、市町村広報への掲載などにより周知します。
 - ・ 3市町村で発生した野生きのこについて、原子力災害対策本部が示した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、出荷制限の解除に向けたデータを収集するため、これまでの検査で基準値を超した種類を中心に検査を行います。
- 3市町村以外の県内市町村で発生した野生きのこについては、「平成25年度県産特用林産物等の放射性物質検査計画について」（平成25年3月29日公表）に基づき検査を実施します。
- なお、県内で栽培・飼養されている農林畜水産物については、全て不検出または基準値以下の検査結果となっていますので、県民の皆様には安心してご利用ください。また、詳しい検査結果等は、県のホームページ（トップページ左側の「原子力発電所事故による本県への影響について」）に掲載されていますのでご覧ください。

<参考>

- 平成24年度の野生きのこの放射性物質検査の結果、次の7検体（6種類）が、食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準値（100Bq/kg）を超えました。

アカモミタケ	(150Bq/kg)	カヤタケ	(140Bq/kg)
キヌメリガサ	(340Bq/kg)	ショウゲンジ	(360Bq/kg)
シロナメツムタケ	(150Bq/kg)	シロナメツムタケ	(160Bq/kg)
チャナメツムタケ	(150Bq/kg)		

